

様式第1号（第6条関係）

会議録

| | |
|------------|---|
| 会議の名称 | 令和3年度第3回坂戸市児童福祉審議会 |
| 開催日時 | 令和3年12月20日（月） 午前10時00分 開会 午前11時20分 閉会 |
| 開催場所 | 坂戸市役所 301・302会議室 |
| 議長（委員長・会長） | 竹下 玲 |
| 出席者（委員） | 町田 満、島田 隆、渡邊 久美子、竹下 玲、西村 早苗、 本間 絹江、榛原 美枝子、小川 君子、島 和男 計9名 |
| 欠席者（委員） | 岡田 真彦、綿貫 勝、酒井 誠、安川 光、奥山 由希子 計5名 |
| 事務局職員 | 福祉部長 市原 真一 福祉部次長兼子育て支援課長 柴崎 慎二 同支援係係長 橋本 拓也、同主任 石川 達也 保育課長 井上 晋、同課長補佐 磯崎 剛 同保育係係長 植田 英幸、同主任 紫藤 豊 坂戸保育園園長 吉元 美加 |
| 会議次第 | 1 開会 2 挨拶 3 議事 (1) 公私連携型保育所制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎整備に対して提出された意見について (2) 答申項目について ①運営 ②園舎整備 (3) 答申書について 4 閉会 |
| 配布資料 | <input type="checkbox"/> 次第 <input type="checkbox"/> 公私連携型保育所制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎整備に対して提出された意見 <input type="checkbox"/> 公私連携型保育所制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎整備事業について（答申項目） 追加資料① <input type="checkbox"/> 公私連携型保育所制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎整備事業について（答申）案 追加資料② |

| 議事の経過 | |
|-------------|--|
| 発言者 | 議題・発言内容・決定事項 |
| 進行(事務局) | <p>1 開会 傍聴者なし</p> |
| 会長 | 2 挨拶(竹下会長) |
| 進行(会長) | 3 議事 (1) 公私連携型保育所制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎整備に対して提出された意見について |
| 事務局 | 配布資料に基づき説明 |
| 進行(会長) | (2) 答申項目について |
| 事務局 | 配布資料に基づき説明 |
| 【意見】 | |
| 委員 | 前回の議事で保育実績を持たない社協を選定する理由は、保護者の要望をかなえる形というのが一番大きいということでしょうか |
| 事務局 | <p>派遣等に関する法律や条例により、社会福祉協議会であれば市職員を派遣できるが、それ以外の法人では派遣ができない。正規職員以外の保育士については、公私連携の協定を結んだとしても、それぞれの法人の考えによるところが大きい。それらを保護者へ説明したところ、社会福祉協議会を希望する旨の要望があった。そこで前回の審議していただいたところ、社会福祉協議会を希望するという答申をいただいたところである。</p> <p>保育実績を持たないという点については、保育士だけでなく、事務職員も派遣ができるため、一から市のノウハウを提供でき、市と変わらない運営が期待できるということとなる。</p> |

| | |
|-------------|---|
| 委員 | 坂戸保育園は長い歴史がある中で、それが保護者の方たちにも認められて今があると思う。それが民設民営となってしまうと変わってしまう可能性があるわけで、良いほうに変わればいいが、そうではない場合もある。それならば一部が変わったとしても今までの坂戸保育園の形態をつないでいったほうが、働く人、子どもたちや保護者、皆さんにとっていいと考えるので良いか。 |
| 事務局 | 御意見をいただきありがとうございます。 |
| 進行 (会長) | <ul style="list-style-type: none"> ① 運営 ② 園舎整備 |
| 事務局 | <p>追加資料①を配布</p> <p>追加資料①に基づき説明</p> |
| 【意見】 | |
| 委員 | 現在も障害児の受け入れはしているのか。 |
| 事務局 | 現在も受け入れをしている。 |
| 委員 | 今後保護者に対してデイサービスのような事業も行う予定はあるのか。 |
| 事務局 | 現在デイサービス等を利用している保護者については、保育園と保護者とでよく話し合い、保育園から直接通う場合は、保護者の了解のもと、事業者とも連携をしながら、利用できるように調整している。 |
| 委員 | 前回の議事において、会計年度任用職員についての説明があったが、パートの職員ということですか。再度確認したい。 |
| 事務局 | 地方自治法が変わり、今までのパート職員が会計年度任用職員となった。保育園は会計年度任用職員の力があつてこそ安全な保育園運営ができるが、採用は1年ごととなっているため、不安定な雇用の状況となっている。事業者が決まった場合は、まずは現在の会計年度任用職員を優先に採用面接をしてもらえるようはたらきかけていきたい。もし採用されれば、辞めない |

| | |
|-----|---|
| | 限りは坂戸保育園での勤務となると考えている。 |
| 委員 | <p>雇用の方法については、事業者と保育士それぞれの関係となるため、双方で納得できていれば問題ないと思うが、ずっと坂戸保育園での勤務となるということが気になる。</p> <p>時間外の保育士でも免許を持っている保育士と持っていない保育士がいると思うが、持っていない方に対してしっかりとした教育がされて保育に入ればよいが、それがないと子どもに対して失礼と思う。</p> <p>それは管理するほうが、しっかりと評価をして、採用していかないといけないと思う。</p> <p>また、聞くところによると、長くいるとどうしても発言が強くなったりしてしまう状況が発生し、新しく来た人がすぐに辞めてしまうという話も聞く。勤務状況等をしっかりと管理してほしい。</p> |
| 事務局 | <p>会計年度任用職員については、1年ごとの採用となっているが、委員のいようとおり、既得権とは言わないが、マンネリとならないよう、毎年勤務状況を評価し採用している。そのため、勤務実績や態度が良くない場合は、次年度は採用されない場合もある。</p> <p>研修についても、公立の場合は正規職員がメインとなるが、私立保育園を含めた全体研修会というのも行っているため、そういったところについても、事業者と話し合いながら研究していくかと思う。</p> |
| 委員 | <p>少し戻ってしまうが、人事のことはとても難しい内容となる。</p> <p>人事のことについては、審議会としての立場ではどこまで意見を出してよいかが難しい。人事のことは波が立ってしまうことや、保護者からいろんな意見をもらうこともある。保護者も直接子どもとふれあう保育士のことを考えて要望書を作成されたと思うが、なかなかすべてできるかというと難しい部分も出てきてしまうと思う。また、保育士は経験年数で培われていく部分もあると思うので、あまりにも入れ替わってしまうと疑問に思う部分もある。</p> <p>時間の配慮や研修となるとお金の部分も出てくると思うが、うまくやってほしい。</p> |
| 委員 | 今まで公立保育園での異動はあったのか。 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | 正規職員も会計年度任用職員も定期的な異動がある。 |
| 委員 | <p>今回坂戸保育園のみでの採用となり入れ替わりがなくなると、副作用というかマンネリ化といったものも出てきてしまうように思う。ある園長の元について、力をもってしまうということを考えられる。途中で市が介入して交流していかなければ、市が中身をわからなくなってしまうと思う。</p> <p>ましてや子どもを預かる保育士のことなので、保護者もそういったこともきにしていると思う。</p> <p>市の職員と交流ができればよいと思う。</p> <p>さくら保育園はどうなのか。</p> |
| 事務局 | <p>民設民営の場合は、採用もすべて法人の考えによるものとなるため、市は介入できない。</p> <p>社協が公私連携となった場合は、派遣できるためどこまで正規職員を派遣するかを協議し、足りない部分については社協で採用してもらうこととなる。派遣された保育士は定期的な異動があるため、本人や法人と話し合いながら慎重に進めていきたいと思う。</p> |
| 委員 | 建替え等の理由で、今回のように、市ではなく他の事業者になることはあるのか。 |
| 事務局 | 現在他の公立保育園についての方向は決めていない。 |
| 会長 | 人事のことは、揉めることはある。しかし常に園児たちのためにということをよく考えれば解決できると思う。あとはそこから市が介入していくのがいいと思う。委員の先生方の意見もごもっともだと思うが、委員会としての意見として、まとめさせていただきたい。 |
| 会長 | それでは追加資料①に基づいて、答申項目の内容を確認させていただく。まず、①の運営については、前回の児童福祉審議会において、坂戸市社会福祉協議会を公私連携保育法人とすることを答申とすることが決まっている。続いて、②の園舎整備については、社協より財務上の支援と人員の支援を求められており、市のサポートなしには成り立たないという御意見もいただいている。市のサポートが必要であるとの旨を答申の内容とすることについて |

| | |
|--------|--|
| | て、意見はあるか。 |
| 委員 | 異議なし |
| 会長 | 続いて追加資料①のうち、2これまでに出された意見については、これらの意見を答申書の附帯意見としたいと思うが、他に追加する意見や除く意見はあるか。 |
| 委員 | 異議なし |
| 会長 | 最後に、本事業については、委員の皆様は保護者会からの要望に沿って事業を推進して欲しいという思いがあると思う。そこで、追加資料①の3番にあります保護者会からの要望書にあった9項目に配慮するという内容につきましても答申に添えたいと思うが、意見はあるか。 |
| 委員 | 保護者という言い方をすると、個人の意見だけが通ってしまうように受け取られるため、表現を変えたほうがいいと思う。子どものことということであれば、園児という表現もいれたほうがいいと思う。 |
| 委員 | 子どもの人的環境という言い方はどうか。 |
| 会長 | それでは答申には子どもの人的環境に配慮するという言葉を入れるということでよいのか。 |
| 委員 | 異議なし |
| 進行（会長） | (3) 答申書について |
| 事務局 | 議事（2）の審議内容に基づき、事務局において、答申書案を作成 追加資料②（答申書案）を配布 追加資料②（答申書案）に基づき説明 |
| | 答申書案について、異議なしのため、審議会としての答申書として決定 |

| | |
|--------|--|
| | 【意見】 |
| 委員 | 食事について、アレルギー対策等という具体的な内容が示されているので、いいと思う。 |
| 進行（会長） | 6 閉会 |

公私連携型保育所制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎整備に対して提出された意見

| No. | 意見書 |
|-----|---|
| 1 | 現在の坂戸保育園は、市内一番の中心地にあるため、公の影響下で活動していくのが妥当のように考えます。特に、保護者会からの要望書を拝見すると、一民間の法人が運営していくには荷が重いように感じました。期間内に順番を決めて進めていくのかと思いますが、又、協定書に記載されていないような小さな内容の判断の連続で、一週間、一ヶ月、一年間として園の活動になっていると思うので、直接記載されていない内容も積極的に取り組んでいって下さい。11月8日（月）に提出した判断の書類は、現時点での期待を込めて判断した結果だと思いますので、市と事業者の締結する協定書による責任の所在を明確にして、事業を進めて下さい。困難な作業になると予想されますが、お願い致します。 |
| 2 | 坂戸市社会福祉協議会は、営利を目的とした組織ではないため資金がないこと、保育園運営の経験がないことを考えると、市のサポートなしには成り立たないと思われます。現在のような保育の質が保たれるようご配慮をお願いいたします。 |
| 3 | 公私連携型保育所の概要につきましては、概ね理解致しました。坂戸保育園を公私連携型保育所とすることには賛成ですが、今後の運営につきましては、現在の保育園と同様にして園児・保育士の環境の変化を少なくしてより良い保育所を目指していただきたい。 |
| 4 | 坂戸保育園の公私連携先法人として、坂戸市社会福祉協議会（以下：社協）が有力候補として挙がっていますが、さくら保育園（旧公営溝端保育園民営化）の事例のように民営法人でも保護者の要望を満たす成功実績を持つ坂戸市で、保護者の要望をかなえる形とは言え、保育実績も全く持たない社協を選定するのはなぜか。 |
| 5 | 今回坂戸保育園保護者会からの要望書にて、社協を選定先として強く望む要望が上がっていますが、坂戸保育園保護者への説明で、さくら保育園での実績についても対比する形で説明がなされたのか。坂戸保育園保護者のごく一部とお話しした上の私見ですが、過度に担任が変更となる等、子供たちの環境変化への保護者の不安が広がっている状況にも思えます。この部分の説明経緯をもう少し詳しくご説明頂けますでしょうか。 |
| 6 | 今回坂戸保育園建て替えにかかる費用を、社協でなく市財源で負担する方針ですが、仮に民間事業者を選定した場合にも、市財源からの拠出を検討する余地はあるのでしょうか。市が児童福祉に手厚く拠出を行っていただいていることは存じておりますが、限りある財源の有効活用を考えるにあたり、超法規的措置や条例の変更等、他の方法としてどんなことが検討されたのでしょうか。 |

公私連携型保育所制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎整備事業について（答申項目）

1 運営及び園舎整備について

（1）運営について

坂戸市社会福祉協議会を公私連携保育法人とすることを本協議会の答申とする。
(令和3年第二回坂戸市児童福祉審議会決定事項)

（2）園舎整備について

坂戸市社会福祉協議会より、坂戸市に対して公私連携保育法人として受諾するため
に、財務上の支援及び人員の支援について求められている。

(令和3年10月8日付け、社会福祉協議会からの回答より)

（委員意見）

⇒ 営利を目的とした組織ではないため資金がないこと、保育園運営の経験がない
ことを考えると、市のサポートなしには成り立たないと思う。現在のような保
育の質が保たれるよう配慮して欲しい。

2 これまでに出された委員意見

- ① 市と事業者の締結する協定書による責任の所在を明確にして事業を進めて欲しい。
- ② 保護者の意見はとても重要なものであるから、保育士を採用する場合に、社協の考
えと市の考えを共有して欲しい。
- ③ 園児・保育士の環境の変化を少なくしてより良い保育所を目指して欲しい。
- ④ 保育士の育成を大切にして欲しい。
- ⑤ 保育士が変わらないことは良いことだが、保育士にとっては働く環境は変わるので、
現場と一緒にになって子どものことについて考えていくて欲しい。
- ⑥ 派遣された園長と公立保育園の園長と同じ立場で話し合う機会を設けて欲しい。
- ⑦ 公立保育園と同様に、安全な給食を提供して欲しい。

3 8月18日に提出された保護者会からの要望書の内容

- ① 「子どもの保育環境の変化」を極力少なくすること。
- ② 仮園舎については、旧溝端保育園を使用すること。
- ③ 公私連携保育法人が決定した後も、市が介入すること。
- ④ 開園時間は現在の坂戸保育園と同等以上とすること。
- ⑤ 給食は自園調理とし、安全な給食を提供すること。
- ⑥ 障害のある子の受け入れについては、公立保育園と同様の体制とすること。
- ⑦ 新園舎の整備にあたっては充分な数の駐車場も整備すること。
- ⑧ 公私連携型保育所移行に伴って転園を希望する場合は配慮すること。
- ⑨ 公私連携保育法人が決定した後に、法人による保護者説明会等の場を設けること。

坂児審発第 号
令和 年 月 日

坂戸市長 石川 清 様

坂戸市児童福祉審議会
会長 竹下玲

公私連携型保育所制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎整備事業
について（答申）

令和3年1月8日付け坂保発第522号により諮問のありました「公私連携型保育所制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎整備事業」について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申致します。

記

1 公私連携型保育所制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎整備事業に対する本審議会からの意見

公私連携型保育所制度を活用し、坂戸保育園の運営を行うにあたり、保護者会からの要望に十分に配慮でき、継続的に安心・安全な保育園運営のできる法人である必要があります。

そして、坂戸保育園は坂戸市の中心に位置し、公立保育園と私立保育園双方の中心となるべき保育園であることから、園舎の建替えを含め、公私連携保育法人の指定は、社会福祉法第109条に規定されており、坂戸市の地域福祉の一翼を担う公益的な法人である坂戸市社会福祉協議会が適当であることを認めます。

一方で、坂戸市社会福祉協議会は、保育園運営の経験がなく、また営利を目的とする団体ではないため、園舎の整備に必要な費用を負担することが難しいことから、健全な保育園運営を継続するため、市において保育士等の人員の支援及び財務上の支援について配慮してください。

2 附帯意見

事業の推進については、今後利用する子どもたちやその保護者に多大なる影響を及ぼすことから、次の事項について十分に留意してください。

- ・市の関与を明確にし、質の高い保育運営に努めること
- ・市と事業者それぞれの責任の所在を明確にし、事業を進めること
- ・保護者会の要望や意見に十分に配慮し、市と事業者双方の考えを共有すること
- ・園児の人的環境に配慮して、現在配置されている保育士を継続して配置できるよう努めること
- ・保育士の働きやすい組織や環境の整備に努め、公立保育園と同様に保育士の育成に努めること
- ・坂戸保育園の園長については、他の公立保育園の園長と同様に、情報を共有し、会議等に参加できるよう配慮すること
- ・アレルギー対策等、公立保育園と同様に安全な給食を提供すること
- ・令和3年8月18日付けで保護者会から坂戸市長へ提出された要望書9項目について、十分な配慮を行うこと